## 専門 実践教育訓練明示書

	Ħ	ויום	小不	רקי	//\					
講座の名称										
実施方法 ① 通学 ②昼間・夜	間・ :	±日)	2	通信	スクー	-リング(回数 回)				
指定講座番号(15桁) 210017	_		20	10011		_ 2				
講座の創設年月日 専門実践教育訓練給付金	過去									
対象講座の指定期間	年の座実		入請	者数(	5人)	修了者数 (5人				
平成30年 4月 1日 令和8年 3月 31日まで										
訓練期間 12ヶ月	I		絵	訓練日	持 間	1,020時				
1. 教育訓練目標			140	י אוי ויען	) [HJ	1,02049				
1. 投 月 副 林 口 1宗	T	₩ 3⁄7 XÅ	<b>- 次+/</b> /	7 IA XA	F 2/21 +47	/ 助产证				
					占資格 (助産師 )					
		□ 職業実践専門課程 ( )								
	□ キャリア形成促進プログラム ( )									
	□ 専門職大学院 ( )									
	   □ 職業実践力育成プログラム ( )									
①取得目標とする資格の名称、目標レベル										
	□ 情報通信技術関係資格 ( ) □ 第四次産業革命スキル習得講座 ( )									
	- '					•				
		専門職大学	、専門職短期	月大学、専門	門職学科	(				
	教育訓	∥練を通	じて取れ	导を目打	旨す上語	記以外の資格等				
②①に係る資格・試験等の実施機関名称				厚	生労働	省				
				11/		15/21 / - 1 / 1/15 - 27				
③当該資格等を取得するための要件または受験資格						:修得したことにより修了認 :護師学校養成所指定規則				
等	定されること、かつ保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表2(第3条関係)に定める所定の単位数を修得すること。									
					修得す	ることにより、助産師国家				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・ 職務及び翌得された技能・知識が活用されておいる業		験受験資格が与えられる。 知識・技能の水準は、助産師国家試験に合格できる水準まで 高めるだけでなく、助産師として勤務するための態度・倫理観も								
界と活用状況										
	養成し	ている。	•							
2. 教育訓練の内容										
教 科 (カリキュラム)			時間	1		使 用 教 材 名				
助産学概論			30			C /13 5X 17 12				
			00		1					
			30							
【周莲期字Ⅱ(莲瘿期•新生児期)			30							
周産期学Ⅱ(産褥期・新生児期) 生殖と生命倫理			30		=					
生殖と生命倫理			30 15		-					
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア			30 15 60		-					
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア			30 15 60 60		-					
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア			30 15 60 60 30		-					
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア			30 15 60 60 30 30		- - - - -					
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習			30 15 60 60 30 30							
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理			30 15 60 60 30 30 60			な材についてはシラバスを参照 UD FU 関系可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健			30 15 60 60 30 30 60 30 30			女材についてはシラバスを参照 HPより閲覧可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康			30 15 60 60 30 30 60 30 30							
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア			30 15 60 60 30 30 60 30 30							
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康			30 15 60 60 30 30 60 30 30							
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア			30 15 60 60 30 30 60 30 30 15							
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期)			30 15 60 60 30 30 60 30 30 15	)						
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期)			30 15 60 60 30 30 30 30 15 30 45	)						
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期) 助産学実習 I (ハイリスク事例)			30 15 60 60 30 30 30 15 30 45 360	)						
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期) 助産学実習 I (ハイリスク事例) 助産学実習 I (り助産管理・地域母子保健)			30 15 60 60 30 30 30 15 30 45 360 45	)						
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (ハイリスク事例) 助産学実習 I (いかリスク事例) 助産学実習 I (助産管理・地域母子保健) 助産がと国際活動			30 15 60 60 30 30 30 30 45 36 45 45	)						
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 II (分娩期・産褥期) 助産学実習 II (分娩期・産褥期) 助産学実習 II (対験期・産褥期) 助産学実習 II (対験期・産褥期) 財産学実習 II (対験期・産褥期) 財産学実習 II (対験期・産褥期) 財産学実習 II (対験期・産褥期) 財産学ま習 II (対験期・産褥期)	まするた	めに必	30 15 60 30 30 30 30 15 30 45 45 45 30 15 30	)	(本学h	HPより閲覧可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期) 助産学実習 II (分娩期・産褥期) 助産学実習 II (別の事務を関係) 助産学実習 II (別の事務を関係) 助産学実習 II (別の事務を関係) 助産学実習 II (別の事務を関係) 財産学実習 II (別の事務を関係) 財産学実習 II (別の事務を関係) 財産学実習 II (別の事務を関係) 財産等実習 II (別の事務を関係)	青するた	めに必	30 15 60 30 30 30 30 15 30 45 45 45 30 15 30	ている	(本学h	HPより閲覧可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期) 助産学実習 I (か焼り・産機り) 助産学実習 I (か焼り・産機り) 助産学実 I (か焼り・産機り) 財産・実 I (か焼り・産機り) 財産・大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の	背するた	めに必	30 15 60 30 30 30 30 15 30 45 45 45 30 15 30	ている	条件な	HPより閲覧可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (ハイリスク事例) 助産学実習 I (か娩期・産褥期) 助産学実習 I (か焼りの) 助産学実 I (か使り) 助産がとする。 助産師ともやリア形成 助産実践研究 3. 受講者となるための要件(この講座を受話	<b>するた</b>	めに必	30 15 60 30 30 30 30 15 30 45 45 45 30 15 30	) ている た	条件な	HPより閲覧可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産診断技術学演習 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期) 助産学実習 I (ハイリスク事例) 助産学実習 I (か増集・地域母子保健) 助産師とキャリア形成 助産師とキャリア形成 助産実践研究 3. 受講者となるための要件(この講座を受講 ①受講するに当たって必要な実務経験等	<b>するた</b>	めに必	30 15 60 30 30 30 30 15 30 45 45 45 30 15 30	) ている た	(本学H - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	HPより閲覧可能)				
生殖と生命倫理 妊娠期の診断とケア 分娩期の診断とケア 産褥期の診断とケア 新生児・乳幼児の診断とケア 助産管理 地域母子保健 女性のライフサイクルと健康 周産期救急とケア 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (妊娠期) 助産学実習 I (分娩期・産褥期) 助産学実習 I (ハイリスク事例) 助産学実習 I (ハイリスク事例) 助産学実習 I (か増生・地域母子保健) 助産師とキャリア形成 助産所とキャリア形成 助産実践研究 3. 受講者となるための要件(この講座を受講 ①受講するに当たって必要な実務経験等	<b>するた</b>	めに必	30 15 60 30 30 30 30 15 30 45 45 45 30 15 30	) ている た	(本学H - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	HPより閲覧可能)				

し特記事項」			

## 門 実 践 教 訓 練 明示 書 育 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (1)資格取得状況 ① 前年度の修了者数 5 人 ② ①に係る教育訓練の入講者数 5 ③ ②のうち目標資格の受験者数 受験率(3/2) 100.0 5 人 % ④ ③のうち合格者数 5 人 合格率(4/3) 100.0 % 5 ⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 ⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 0 人 就職・在職率(⑤+⑥/②) 100.0 % ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、

修了後に別の暗 (2)受講修了者による					
(2) <b>(2)</b> 回答者総数	NO SECOND TO SECOND SEC	5	人		
	1 正社員	0	人		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員	0	人	②A:就業者計	
業状況等	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	5	人		
③ 受講開始前と現 在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	_	人	③の回答数合計	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(	-	人	※②Aと同数(又はそれ   以下)	
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	-	人	-	
④ 受講後の就業形	1 正社員	5	人	④A:就業者計	
生の支票後の机業が能	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	5人	
	4 非就業者	0	人	④B:非就業者計	
	1 3割以上増加した	-	人	]	
	2 1割以上3割未満増加した	_	人		
○ 以誰後の任会本	3 1割未満増加した	-	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそ	
⑤ 受講後の賃金変 化	4 変わらない	_	人	れ以下)	
	5 1割未満減少した	-	人		
	6 1割以上3割未満減少した	_	人		
	7 3割以上減少した	_	人	_	
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
@ <b>-#</b> - <b>-</b>	4 早期に転職・再就職できる	0	人	⑥の回答数合計	
⑥ 講座の受講の効 果	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	2	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	人		
	7 趣味・教養に役立つ	0	人		
	8 その他の効果	1	人		
	9 特に効果はない	0	人	5人	
	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	5	人	] ⑦の回答数合計	
⑦ 受講開始時に就業していなかった受	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0	人	※②Bと同数(又はそ	
講者の就業状況	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0	人	れ以下) 	
	4 就職していない	0	人	5人	
	1 大変満足	2	人	]	
	2 おおむね満足	1	人	⑧の回答数合計	
⑧ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない	2	人	※①と同数(又はそれ 以下)	
	4 やや不満	0	人		
		0	人	5人	

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善をの状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそ	そのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の	GPA(科目成績平均値)を用いて学生の到達度を図っている。また、国家
把握·測定方法	試験合格率からも把握している。
(通信制講座の場合)	
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

## 専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法								
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具ん 準)	書( 合) 基 基 学	各科目授業実施時間数の3分の2以上の出席があり、授業計画書(シラバス)に記載されている成績評価基準、成績評価方法・割合(定期試験・技術試験・レポート等)に基づき、60点(成績評価基準C)以上の者に対して単位を認定する。(青森中央学院大学学則第14条、15条)(青森中央学院大学令和7年度学生便覧「単位認定の条件」項目参照)						
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能 のレベル到達度把握・測定方法		ストや課題に対			的評価)だけて i)により到達度			
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	のi		者につい	ては、修了を	授業科目を履作 ・認定する。(青			
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能 のレベル到達度把握・測定方法		PA(科目成績平、国家試験合格			到達度を図って。	こいる。ま		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指	<b>i導及び助</b>	言並びに支援の	)方法					
(1)受講中の者に対する習得度·理解度に関する な助言·指導の方法	ᆗ1本的 │制名		た、入学時	、前学期末、红	の指導・助言等が 年末に3回面談を 行っている。			
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職へ(体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	の具 る。 ・年 <sup>、早期</sup> ・学	度始めにセンター 内ポータルサイト	の職員より就 に求人情報-	t職に関するガ −覧を掲示し、し	に関わる相談を受け イダンスを行ってい いつでも閲覧できる 最新情報に更新して	いる。 らように支援		
8. その他の事項								
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名	青森田中:	学園		(代表	長者名: 石田 渇	<b>景久</b> )		
住 所 及 び 連 絡 先 青森県青森	市横内字祠	勺字神田12番1 TEL 017-728-0131						
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 青森中央学	院大学	(施設長:佐藤 敬 )						
住 所 及 び 連 絡 先 青森県青森	市横内字祠	9字神田12番地 TEL 017-728-0131						
1 辛烷曼红石 164 石田 型以 666 "	務局次長 事担当)	事務担当都	氏名	藤塚 直美	所属	<b>学務課</b>		
連絡先 TEL 017-728-01:		連絡先	TEL	017-728-	0131			
専門実践教育訓練経費 1. 専門実践教育訓練給	付金の対象	************************************	1) + (2)		1,389,000	円		
支払い方法 ① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実 その差引き後の税:					250,000	Ħ		
② 分割払 ② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実 その差引き後の税:			第1 第2	· · ·	739,000 400,000	円 円 円		
				必須教材費	0	円)		
2. 専門実践教育訓練給		象外となる経費	(1) + 2	+ 3 + 4)	552	2,550円		
① 任意の教材費(利 ② 実習等に伴う交通		典 ( 铅 ニス タエ \			100,000	0 円		
② 美音等に行う父』   ③ 施設維持費(税)		良 (饥处做)			350,000	円		
4 その他(行事費・		援会費·同窓会	費•学友会費	<b>貴)(税込額)</b>	·	円		
3. 総額(1+2)(税込	.額)				1,941,550	円		

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な 入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。) その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。